

みさと地域見守りチーム活動事業の流れ

地域資源を最大限に活用しながら、地域住民主体で要援護者の見守りを行うことにより、単身高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者のいる世帯等であっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域支え合い体制づくりの推進を図ることを目的とする。

①各組織または行政区において、「見守りチーム」を立ち上げる。

(構成員は6人程度で行政区に居住する者を基本としますが、行政区に民生児童委員や消防団員がいない場合は、その行政区を担当する委員及び団員を充てることができます。メンタルヘルスサポーター等の有資格者が行政区にいない場合は必要ありません。)

※別紙の民生児童委員名簿を参照してください。

(例) ○○自主防災組織では

- 1 美郷太郎 組織代表
- 2 金沢花子 民生児童委員
- 3 畑屋消一 消防団員
- 4 千屋共助 ヘルパー
- 5 野中福老 組織員
- 6 飯詰公助 組織員

②「見守りチーム」を立ち上げたら、次の活動を行う。

平常時

- ・担当区域内の要援護者の状況を把握する。
- ・要援護者に対して日常的な見守りや声かけなどを行う。
- ・組織内の訓練等の際に、「見守りチーム」活動の訓練も行う。

災害時

- ・安否確認
- ・避難支援

※組織役員等、民生児童委員、消防団員は最低1名以上を確保してください。

別紙の記入例を参考にしてください。

平成23年度に限り、1見守りチームあたり54,000円の報償費を支給します。(ただし、1担当区域につき1見守りチームに限る。)

【要件】

- ア 平成23年度中に「見守りチーム」を結成し、上記②の活動を行うこと。
- イ 平成24年度以降も継続して、「見守りチーム」の事業を行うこと。

【報償費請求の手続き】

1. 別紙活動報告書に構成員を記入し、要援護者の確認や日常的な見守りや声かけなどの活動を活動日報へ記入する。
2. 活動報告書と請求書を役場住民生活課へ提出する。

問い合わせ先 役場住民生活課環境安全班 84-4903
または 福祉保健課福祉班 84-4907 お願いします。